

令和4年度 香港における現地シェフ向け試食会の参加事業者（食材提供者）募集のご案内【応募要領】

令和5年3月10日（予定）に、兵庫県香港経済交流事務所が主催する「現地シェフ向け試食会」が開催されます。

本フェアでは、香港の日本料理レストラン「淡路」に、現地のシェフ7～8名を招聘し、県産食材を使用した料理を提供し、県産食材のPRを行います。

については、このフェアの使用食材（生鮮・加工品）をご提供いただける事業者を下記のとおり募集しますので、今後の香港への輸出に意欲がある方はぜひご応募ください。

【参考】

「淡路」は、「ISSHIN 社」（香港の輸入商社で、今回は応募商品の輸送を行う。中心街セントラルで飲食店や小売店を経営）が運営するレストラン。

試食会の料理は、中国料理料理師の最高国家資格「特級厨师」を所有する「WAN」氏が監修します。WAN氏は、過去に神戸、大阪に10年以上居住しており、香港における日本食材の普及に寄与した功績が認められ、2021年4月、旭日双光章を受章しています。

1 スケジュール ※ 現地状況等により変更、中止する場合があります

枠囲み：参加事業者 要対応

12月14日（水）

応募締切

- ・提出書類1：参加申込書（様式1）
- ・提出書類2：商品の概要が分かる資料（パンフなど）

12月中旬～下旬

使用食材、参加事業者の決定

12月下旬～1月中旬

参加事業者と香港経済交流事務所とのオンライン面談

1月下旬～2月上旬

国内集荷施設に商品到着

2月上旬

ISSHIN社が国内港から香港に商品を輸送（ドライ、冷凍）

3月10日（予定）

香港の日本料理店「淡路」で試食会を実施

- ※参集者は、香港で日本食レストランを運営するシェフ7～8名。
- ※料理は、応募があった県産食材を使用したメニューを開発し、提供。
- ※シェフの評価は記録のうえ、参加事業者にフィードバックするとともに、シェフが興味を持った食材は、商談につなげます。

2 参加条件

(1) テスト販売・営業代行に使用する商品が無償で提供いただくこと

提供いただく商品の量は、フェアでの料理提供（10名程度分）に必要な量としますが、あらかじめ参加事業者とご相談のうえで決定させていただきます。

なお、料理開発の可否を検討した結果、参加を見送らせていただく場合がありますので、この点、ご了承下さい。

(2) 参加商品は、以下のア～カの条件をすべて満たすこと

- ア 兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。または、それらを製造する事業者の商品であること。
- イ 日本国内で生産され、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。
- ウ 加工品の場合、製造日から賞味期限までが原則として90日以上であること。
- エ 香港の規制等をクリアしているもの。
- オ 裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。
- カ 特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがないもの。

(3) 参加事業者は、以下のア～ウの条件をすべて満たすこと

- ア 兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。
- イ 商品の輸出に意欲的であること。
- ウ 参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のためのパンフレットなど（あれば）の提供に対応できること。

3 参加事業者の費用負担

(1) 費用を負担いただくもの

- ア 商品代
- イ 日本国内の指定場所までの商品輸送費

(2) 参加事業者が負担する必要がないもの

- ア 日本国内の指定場所から香港への商品輸送費
- イ 通関関係費
- ウ その他、メニュー開発費など

4 参加申込方法

参加を希望される場合は、下記提出書類を期限必着でご提出ください。
(メールタイトルに香港レストランフェア申込(貴社・貴団体名)と記載してください。)

(1) 申込書提出先【メールにて送付】

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局(兵庫県農林水産部流通戦略課内)

E-mail ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp

※ 恐れ入りますが、メール送付後、事務局から3日以内(土日祝除く)に返信がない場合、電話にてご連絡願います。(TEL:078-362-9213)

(2) 提出期限

令和4年12月14日(水)

(3) 提出書類: 参加申込書

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 商品の概要が分かる資料(様式は任意。パンフレットなど、既存資料で可)

5 輸入制度について

現地における輸入規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願い致します。

| 内容 | URL |
|--------------------|---|
| 香港へ輸出(制度・手続きを知る) | https://www.jetro.go.jp/worldtop/asia/hk/export/e-proc/ |
| 貿易・投資相談 Q&A: 香港へ輸出 | https://www.jetro.go.jp/qatop/asia/hk/export/e-proc/qa/ |
| 農林水産物・品目別輸出ガイド | https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide.html |

香港による日本産食品の輸出に係る原産関連の規制について

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html

※上記リンク先はJETRO 又は農林水産省のHP となります。

6 免責事項

- (1) 本フェア終了後、商品に余剰が生じた場合にも返品はいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かず、フェアで使用ができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
- (2) 商品選考後であっても、事業参加者が参加条件を満たしていないことが判明した場合や本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合があります。
- (3) 本事業にて、万が一、事業参加者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会は責任を負わないものとします。
- (4) 本事業にて、事業参加者自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。

7 問い合わせ先・申込先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内）

担当：村上、松岡

TEL： 078-362-9213 FAX： 078-362-4276

E-mail： ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp